

公募型プロポーザル

本業務に係る業務説明書については、共通説明書の外、本個別説明書によるものとする。

令和7年度大郷町かわまちづくり実施計画検討業務 個別説明書

1. 業務の概要

(1) 手続開始の公告日

令和7年10月22日

(2) 業種区分

土木関係建設コンサルタント業務（テクリス登録：調査設計業務）

(3) 業務の目的

本業務は、令和5年8月に登録となった、「大郷町かわまちづくり計画」を実現化することを目的に実施するものである。

計画を実現化するために、交流拠点施設の運営や維持管理の方針および利用者や事業者のニーズ調査によって実効性の高い機能の導入検討を行い、かわまちづくり協議会や地元住民、事業者等の意向を反映した基本計画のブラッシュアップを行う。また、必要な資料作成、関係機関との調整、申請図書の作成を行う。

(4) 業務内容

・利用者ニーズ調査及び事業者ニーズ調査	1 式
・かわまちづくり計画実施計画検討	1 式
・事業実施スキームの検討及び構築	1 式
・申請に関する関係機関協議	1 式
・かわまちづくり事業申請図書等の作成	1 式
・打合せ協議	1 式
・報告書作成	1 式

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

・本業務を円滑に進める上での課題及びその対応、工夫点について

(5) 主たる部分及び軽微な部分

- ① 本業務における「主たる部分」は宮城県土木部制定「共通仕様書（建設関連業務）」（令和7年10月以降）第1128条第1項に示すとおりとする。ただし、土木設計業務等共通仕様書第1128条第2項（及び特記仕様書第1章第12条）に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月20日

(7) 担当部局

〒981-3592

宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8

大郷町役場 復興推進課

電 話：022-341-3061

2. 参加申込書及び技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 参加申込書及び技術提案書の提出者に要求される資格

① 単体企業/設計共同体

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- 2) 令和7・8年度大郷町一般競争及び指名競争入札参加資格を有するものであり、宮城県内に本店、支店または営業所を有する者。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4) 本件業務の公告の日から契約締結日までの期間において、大郷町より一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- 5) 暴力団員等（大郷町暴力団排除条例（平成25年大郷町条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると町長が認めるものでないこと。

(2) 参加申込書に関する要件

① 参加申込書の提出者に対する要件

- 1) 同種又は類似業務等の実績（対象期間：平成27年度以降公告日まで）
 - ・同種業務：地方創生事業に関する業務
 - ・類似業務：かわまちづくり支援制度やまちづくり計画設計に関する業務

② 予定管理技術者

予定管理技術者については下記の1)、3)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であること。

1) 下記のいずれかの資格を有する者

a) 技術士（技術士法による登録を行っている者）

- ・総合監理部門（建設）
- ・建設部門（都市及び地方計画）

b) 国土交通省登録技術者資格（下記の区分に該当する資格）

＜管理技術者・照査技術者＞

施設分野：都市計画及び地方計画

業 務：計画・調査・設計

1. RCCM（都市計画及び地方計画部門）

国土交通省登録技術者資格は、国土交通省ホームページで公開されているものとする。

国土交通省ホームページアドレス

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

2) 下記のいずれかの実績を有する者。

- a) 過去10年以内（平成27年4月1日以降）に国、地方公共団体（注1）が発注した業務で、公告日までに完了し、引渡済みの業務のうち、上記2. (2)①1) に示す「同種又は類似業務」（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において1件以上の実績を有する者。なお、注1については共通説明書2. (2)①1) と同じ。

- ・同種業務：地方創生事業に関する業務
- ・類似業務：かわまちづくり支援制度やまちづくり計画設計に関する業務

また、上記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間（1年単位とし、1年未満を切り捨てた期間）に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

- 3) 公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、落札決定後未契約のもの及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。ただし、履行期限が令和7年3月31日以前のものは含まず。）が契約金額5億円未満、件数が10件未満である者。
- 4) 手持ち業務とは、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者として従事している契約金額500万円以上の業務（設計共同体の業務を実施している場合は、構成員毎に担当している業務の請負金額にて判断する。）。

ただし、公告日現在での手持ち業務のうち、国及び地方公共団体の所管に係る建設コンサルタント業務等において予決令第85条及び地方自治法施行令第167条の10第1項および第167条の10の2第2項の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする（以下、手持ち業務量の記載部分における契約金額、契約件数の制限は、全て前述を適用するものとする。また、以後「手持ち業務量の制限」という。）。手持ち業務量の制限を超えた者は入札してはならない。既に行った入札については無効とするので直ちに申し出を行うこと（様式自由）。

また、本業務の履行期間中、管理技術者は手持ち業務量の制限を超えてはならない。超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならず、報告を受けた契約担当官等は、当該管理技術者を、以下のa)からb)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績（元請けとして実施した業務）を有する者（照査技術者として従事した業務は除く。）
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者。

③ 照査技術者

本業務は照査技術者の配置を行うものとする。

予定照査技術者については、下記の1)に示す条件を満たし、2)の実績を有する者であること。

- 1) 予定管理技術者に求められている資格と同様の資格を有する者
- 2) 下記のいずれかの実績を有する者。

a) 管理技術者又は担当技術者として従事した実績

過去10年以内（平成27年4月1日以降）に国、地方公共団体（注1）が発注した業務で、公告日までに完了し、引渡済みの業務のうち、上記2. (2)②2)に示す「同種又は類似業務」（元請けとして実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において1件以上の実績を有する者。なお、注1については共通入札説明書2. (2)①1)と同じ。

b) 照査技術者として従事した実績

過去10年以内（平成27年4月1日以降）に国土交通省及び地方公共団体（注1）が発注した業務で、公告日までに完了し、引渡済みの業務のうち、上記2. (2)②2)に示す「同種又は類似業務」（元請けとして実施した業務。）で照査技術者として従事した実績を有す

る者。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間（1年単位とし、1年未満を切り捨てた期間）に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

- (3) 参加申込書の提出期限及び提出先
「10. 本手続きに係る期間等」による。
- (4) 提出部数
2部

3. 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案書の評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに配点は以下のとおりとする。

なお、「①実施方針など」及び「②評価テーマ」は、ヒアリングは行わない。

① 実施方針など

実施方針・実施フロー・工程表その他（様式 8）		
▼評価の着目点・判断基準		▼配点
業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20.0
実施手順 ・工程表	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合および業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20.0
その他	代替案、重要事項の指摘内容について有効性が高い場合に優位に評価する。	20.0

※様式 8 の記述量は、A4 両面 1 枚とする。なお指定した枚数を超えた内容については評価しない。

② 評価テーマ

評価テーマに関する技術提案（様式 9）		
評価テーマ		
▼評価の着目点・判断基準		▼配点
的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	20.0
	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	
実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20.0
	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
	業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない	

※様式 9 の記述量は、A4 版片面 1 枚とする。なお指定した枚数を超えた内容については評価しない。

③ 参考見積

評価項目	評価の着目点・判断基準		配点
参考見積	参考見積の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数 値 化 しない

(2) 審査方法

提案者からの提案書により選定する。

4. 技術提案書の留意事項

(1) 設計予定金額の目安

本業務の設計予定額は16,000,000円程度（税込み）を想定している。

(2) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を復興推進課窓口にて閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に復興推進課へ電話またはメールにて閲覧の申し込みを行うこと。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない。

① 資料名

令和4年度大郷町復興まちづくり計画検討業務

令和5年度大郷町かわまちづくり事業検討業務

② 閲覧申込先

大郷町役場 復興推進課

電話番号 : 022-341-3061

メールアドレス : fukkou@town.miyagi-osato.lg.jp

③ 閲覧申込期間

手続開始の公告日から「10. 本手続きに係る期間等」に定める参加申込書・技術提案書の提出期限の前日までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から16時30分まで

④ 閲覧期間

参加申込書・技術提案書の提出期限の前日（休日を除く）の16時30分までの早い方とする。

⑤ 閲覧方法

役場内の指示する場所にて閲覧。

(3) 技術提案書の提出期限及び提出先

「10. 本手続きに係る期間等」による。

(4) 提出方法

郵送（簡易書留）または持参によるものとする。

(4) 提出部数

2部

5. 説明書の内容についての質問

(1) 提出方法

質問書（様式第9号）を電子メールにより提出すること。

(2) 提出期間及び提出先

「10. 本手続きに係る期間等」による。

(3) 回答期限及び回答方法

回答は、「10. 本手続きに係る期間等」にある期限に、大郷町ホームページで公表する。

6. 選定結果の通知並びに公表

選定結果は、「10. 本手続きに係る期間等」にある日に、大郷町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。優先交渉権者及び次点の者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

7. 契約保証金

設計業務等委託契約書（案）第4条による。

8. 支払条件

優先交渉権利者との協議による。

9. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 1. (7)に同じ。

10. 本手続きに係る期間等

本業務の公告日	令和7年10月22日（水）
本業務に対する 質問の提出期間	公告日の翌日の 9 時 00 分から 令和7年10月28日（火） 17 時 00 分まで
本業務に対する質問の回答期限	令和7年10月29日（水）
参加申込書・技術提案書類提出期限	令和7年11月5日（水） 17 時 00 分まで
技術提案書等の書類審査日	令和7年11月7日（金）（予定）
審査結果通知	令和7年11月11日（火）（予定）
見積徴収・契約締結	令和7年11月14日（金）（予定）

注）質問の受付先、書類の提出先は上記 1. (7) に同じ。